

掛川市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年12月18日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月18日

掛川市長 久保田 崇

路線番号	路線名	供用開始起点	供用開始終点	供用開始の期日
1115	掛川駅梅橋線	駅前4-1	領家字六反田558-5	令和7年1月8日
14546	一丁田南線	下垂木字一丁田1852-3	下垂木字一丁田1852-1	令和6年12月18日